

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成25年12月20日

幕別町監査委員 柏本和成

幕別町監査委員 斉藤喜志雄

定期監査報告書（水道事業会計）

第1 監査の概要

1 監査の対象

平成25年4月1日から平成25年9月30日までの水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について監査を行った。

2 監査の期間

平成25年11月12日（火）から平成25年12月16日（月）まで

3 監査の手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、提出された資料並びに提示のあった関係書類及び会計帳簿等に基づいて、照合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

また、当事業の管理の状況についても、提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、必要と認められた監査手続を実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、当事業に係る財務に関する事務は、関係法令、会計規程等に準拠して適正に執行されているものと認められた。また、当事業の管理の状況についても、適正に執行されているものと認められた。

なお、監査の結果と所見については下記のとおりである。

記

1 収入未済金対策について

本年度上半期の営業収益は268,763千円（前年同期265,170千円）、営業費用は112,141千円（前年同期107,165円）となっており、経常収益は増加傾向にあるが、高料金対策補助金の有無によっては、厳しい経営状況と考えられる。

現年度分の収納率は65.16%で前年同期比0.63ポイント上昇しているが、社会情勢、経済状況などによる徴収の難しさはありと考えられる。使用料の公平負担の観点から現年度分や滞納繰越分の収入未済金の回収に努力されたい。

今後とも老朽施設の維持や改修、災害時の給水体制の構築などもあり、厳しい経営が続く

ものと思われるので、経営の健全化にさらなる努力をされたい。